

令和5年度下半期 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金

高齢者の居場所やケアラー支援の場に活動の継続を支援するため、支援金4万円を支給します。

受付期間（先着順）

令和6年1月12日（金曜日）
午前10時00分～

令和6年2月29日（木曜日）まで

※予算の上限に達した場合、その時点で受付終了となります。

※審査期間を含め、申請受付から支給まで約2か月程度要します。

ご理解の上、申請ください。

物価高騰の影響により、地域で活動の継続が困難となっている団体の皆様に対する支援金です。

《支給対象者》

- ・ 認知症カフェ
- ・ 高齢者の通いの場
- ・ 老人クラブ及び老人クラブ連合会
- ・ ケアラーズカフェ

※個別に支給要件があります。詳しくは裏面、ホームページ、支援金支給要綱をご確認ください。

申請方法の説明会を3回開催します。

1月16日（火） 10時～12時

会場：波止場会館 大会議室1 大会議室2
横浜市中区海岸通1番1号

1月17日（水） 10時～12時

会場：海老名商工会議所 大ホール
海老名市めぐみ町6番2号

1月18日（木） 10時～12時

会場：小田原合同庁舎 2 B会議室 2 C会議室
小田原市荻窪350番1号

※説明会参加のための事前予約不要です。

※受付は30分前から行います。

説明会実施時間内に入場ください。

当日申請していただく場合、次をご用意ください。

- ・活動実態がわかる資料
（定款または規約、総会の議事録、ホームページ、リーフレット、チラシ広報物、広報メール等）
- ・振込口座の写し
- ・役員氏名、住所一覧
- ・メールアドレス



神奈川県認知症の人と家族を支える
マークとかながわキンタロウ



申請方法は裏面へ

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

支給要件（※複数の活動をしている場合でも、支給額は1団体 4万円）

高齢者の通いの場 ・令和5年10月1日以降、申請日の属する月の前月まで、毎月、65歳以上の参加者が10名以上の活動実績があること。	認知症カフェ ・令和5年10月1日以降、申請日の属する月の前月まで、毎月、認知症の方ご本人の参加者が1名以上の活動実績があること。
老人クラブおよび老人クラブ連合会 ・老人クラブにあっては、申請日時時点で神奈川県内の市町村老人クラブ連合会もしくは指定都市老人クラブ連合会に加盟していること。または、令和5年10月1日以降に友愛活動があること。 ・令和5年10月1日以降申請日の属する月の前月まで、毎月、高齢者福祉に資する活動実績があること。	ケアラーズカフェ ・令和5年10月1日以降、申請日の属する月の前月まで、毎月、介護者（ケアラー）の参加者が1名以上の活動実績があること。
共通事項 ・申請時に事業実施等に当たっての誓約書及び活動実態がわかる資料を提出できること。 ・過去2年以内に違法な活動歴がないこと。 ・団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。 ・活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。 ・暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。	

申請方法

(1) 電子申請

e-kanagawa電子申請システム(※)から申請してください。

※次のURLか、右に記載の二次元コードを読み込んでアクセスできます。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=65080



(2) 郵送申請

申請書類に必要事項を記入の上、郵送にて申請してください。

※申請書類は県ホームページ「令和5年度下半期高齢者居場所づくり等支援金」

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/r5shimohankiibasyodukurishienkin.html>)

からダウンロードし、印刷してください。

【郵送あて先】

〒231-0023

神奈川県横浜市中区山下町23番

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会(※) 長寿社会開発課 あて

※県からの業務委託先の事業者です。

※封筒に「高齢者居場所づくり等支援金申請書在中」と付記してください。

(3) 説明会に参加して申請

申請をお手伝いする説明会を実施します。

その場で申請していただくことができます。

【提出書類】 ※(1)電子申請の場合、アからエは、システムで自動的に作成されます。

ア 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金支給申請書(第1号様式)

イ 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金口座振込依頼書

※令和4年度実施高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金の受取口座又は令和5年度上半期高齢者居場所づくり等支援金受取口座でない場合は、振込口座の通帳の写し)

※代表者名義または団体名義でない場合は、委任状

ウ 誓約書

エ 役員等氏名一覧表

オ 活動実態がわかる資料(定款または規約、総会の議事録、ホームページ、リーフレット、チラシ広報物、広報メール等)

なお、受給後の活動実施報告は原則、**提出不要**です。

(申請時の内容に変更が生じた場合には、提出していただきます。)

支援金コールセンター(神奈川県委託事業)

電子申請システムの操作方法から郵送での申請、申請完了まで、申請者のサポートや、申請書類の審査事務を行います。

(公社)かながわ福祉サービス振興会

電話番号 **045-227-7044**

不正受給は**犯罪**です。

不正受給が発覚した場合、支援金の返還請求を求めます。

神奈川県・神奈川県警察

申請内容に係るQ&A(よくある質問)はこちらをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/r5shimohankiibasyodukurishienkin.html>

その他の問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 高齢福祉グループ

045-210-1111(内線4847)